

6-1

大学管理制度についての声明

昭和38年1月23日

日本学術会議第38回総会

本会議は、第5期において、国立大学管理制度の問題につき審議を重ね、数次にわたり勧告、声明、申し入れを行なってきた。

いま、われわれは、本会議第6期会員による最初の総会に際し、前期において本会議が政府に対して行なつた勧告、声明および申し入れの趣旨を確認するものである。

右声明する。

6-2

庶発第69号 昭和38年2月11日

文部事務次官 内藤 誉三郎 殿

日本学術会議会長 朝 永 振一郎

(写送付先:総理府総務長官、科学技術庁事務事官、中教審会長)

「大学管理制度に関する中央教育審議会中間報告の問題点」について(申入)

本会議は、大学管理制度に関する中央教育審議会中間報告について本会議学術体制委員会を中心に討議の結果、その問題点を別紙のとおりとりまとめましたのでここにお送りします。

大学管理制度に関する中央教育審議会中間報告の問題点

さきに中央教育審議会が大学管理制度について政府に対して行つた中間報告(以下報告と略称する)は、問題の文部大臣の拒否権については明確な発言をしていないが、学内管理機構については、学長の権限を著しく強化し、学部教授会の自治機能を縮小しようとしている。また、その趣旨にそつた制度を細部に亘つて画一的に法制化することを要請している。

日本学術会議は、さきの勧告において、(1)大学の自治は教授会をもつてその基本的な機関とし、評議会は全学的事項に関して各教授会に代つて意思決定をする機関とすべきであるとしており、また、(2)大学管理に関する法規の整備は最少限の原則的事項に止めるべきであるとしている。

この二点において、報告は、学術会議の勧告と著しく異つている。なお、報告には学術会議の勧告で触れていない点があり、また勧告で要請した点で、報告が触れていない点もある。それらをも含めて、特に重要な問題点は次の諸点である。

(1) 文部大臣の拒否権

文部大臣の大学人事に関する拒否権については、報告は直接には明言をしていないが、文部大臣の職責の項において、これに関連して、文部大臣の拒否権をみとめると解されるおそれのある表現をしている。もしそのように解されて、文部大臣の拒否権の発動をみとめるような法規が作られるならば、大学自治の根本をくつがえすことになるであらう。

(2) 学長の選考と任期

報告は、学長の選考について、(1)まず評議会で複数候補者を選び、(2)それについて教授のみによる投票を行う、という制度の法制化を要請している。このような方法は非民主的であり、いわんやそれを唯一の方式として法制化することは、慣行を無視するものである。

これは学術会議の勧告のとおり、大学が自主的に定める方法による選挙に基づいて選考するものとすべきである。

また学長の任期について報告は4年とし、再任を妨げないことを法制的に明文化することを要請しているが、これは各大学の自主的決定にゆだねている現制を維持すべきである。

(3) 副学長

報告は、副学長制を提案し、それをおく場合その選考は学長が行うものとしている。副学長をおくこと自体は必ずしも不当とはいえないが、その選考は少なくとも評議会の議に基づいて学長が行うものとするべきである。

(4) 評議会の権限

報告は、評議会をもつて単なる審議機関としているが、それは学術会議の勧告のとおり、全学的に統一的処理を要する事項に関する議決機関とすべきである。

(5) 学部長の選考と任期

報告は、学部長の選考について、教授会の選んだ候補者について学長が更に“慎重に選考する”こととしている。これがもし学長による差しもどし権をみとめるものと解され、その趣旨の法制化が行われるならば、学部自治を制限することになるので、学術会議の勧告のとおり、現制のまま（特例法第4条）とすべきである。

学部長の任期については、学長の場合と同様である。

(6) 教授会の権限と構成

教授会の権限については、報告はそれを単なる審議機関とし、その審議事項をせまく限定すべきであるという意味の表現をしているが、教授会は大学自治の基本的機関として当然議決機関であるべきであり、その審議事項をせまく局限すべきでない。

教授会の構成員については、報告は教授をもつて構成することを原則とする旨、法制化することを要請しているが、これについては、各大学の事情と慣行を尊重し、その構成員は学術会議の勧告のように、各大学の自主的決定によることとすべきである。

(7) 評議員の選考

学部教員中から選ばれる評議員の選考方法については、報告は触れていないが、現制では学長による専断的選考を可能にするおそれがあるので、学術会議の勧告のとおり、教授会の議に基づいて選考するものとするべきである。

(8) 部局長の選考

部局長の選考についても学部長の場合と同様である。

(9) 教員の任用、昇任の手続き

報告は、教員の任用・昇任について、学部長の場合と同じように、教授会が選んだ候補者について学長が更に“慎重に選考する”こととしている。もしこれが学長の差しもどし権を意味するものと解され、その趣旨の法制化が行われるならば、教員の任用および昇任に学長が介入することが可能になる。このような制度は、教員の人事が学術研究の立場以外の立場から左右されたり、専門分野の研究者による判断が無視される危険をはらむものであつて、学問の自由をあやうくする危険な制度である。

学術会議の勧告のとおり、現在の制度をそのまま維持すべきである。

(10) 教員等の不利益処分

報告は、教員の不利益処分は評議会の審査の結果によらなければならない、という現行法の規定には触れることなく、ただ、(1)この場合発議者は学長とすること、(2)または文部大臣は学長の措置が当を失する場合には、指導、助言を通じて、その適正をはかるべきである、としている。

このように、評議会の単独審査のみでよいのかのような現規定を肯定すると、その教員を選考した教授会の判断を無視した審査が行われる可能性が生ずるし、また学長のみに発議権を与えるならば、学長は当該学部教授会の意見に反して摘発しうるし、逆に学部教授会あるいは評議会においては不利益処分の審査に付する要ありとする意見があつても学長はそれを無視しうる。

一方文部大臣は、指導助言の名において特定教員の処分を要求し、また、その程度の変更を要求する権限をもつことになる。

このような制度は、大学自治の精神に反するものであつて、学術会議の勧告のとおり、「教授会の議を経たのち評議会の審査に付すべきもの」と定めるべきである。

学部長およびその他の部局長の不利益処分についても同様である。

(11) 事務職員の選考任命

報告は、事務職員の選考任命については触れていないが、大学における事務職員の選考任命は大学自治に関係するところが大きいので、学術会議の勧告のとおりとすべきである。

6-3

庶発第149号 昭和38年3月11日

内閣総理大臣 池田 勇 人 殿

日本学術会議会長 朝 永 振一郎

(写送付先、科学技術庁長官、原子力委員会委員長)

原子力潜水艦の日本港湾寄港問題について(勧告)

標記のことについて、本会議第229回運営審議会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

日本学術会議は、わが国の原子炉の安全性についてかねてから深い関心を持ち、原子炉の設置に際しては特に十分な事前審査の行われるよう勧告を行つて来た。政府においても、この趣旨に基づき、安全性の審査が行われて来たことは喜ばしいことである。

目下アメリカ政府が、日本政府に申し入れていると伝えられる原子力潜水艦の日本港湾入港は、一時的な原子炉設置と同様に考えられるべきであつて、日本国民に対する安全保証の観点から、政府があらかじめ十分な措置をとられることが必要であると考えらる。

政府機関として責任ある原子力委員会が、この問題を重視する態度を明らかにしているが、さらに同委員会において、事故ならびに平常時の国民に対する、特に周辺住民に対する、潜在的危険性にかんがみ、科学的見地に立つて公式に安全性の検討と確認を行ない、かつ、その結果を国民に明らかにするよう措置されたい。